

議事(7) 景観重要樹木の解除について(報告)

1 景観重要樹木とは

横須賀市では、良好な景観の形成に重要な樹木を、景観法に基づく景観重要樹木に指定しています。

良好な景観形成の核となっている樹木をきっかけに、景観づくりの啓発をするため、学校のシンボルツリーなどの地域に親しまれた樹木を指定しています。周辺住民の皆さんが景観への意識を高め、それぞれの地域の魅力を生かした景観づくりにつながることを期待しています。

これまで第1回から第7回まで235本の指定を行ない、第1回の景観重要樹木の指定は、首都圏初の指定でした。

2 坂本中学校のカンヒザクラについて

【所在地】

坂本中学校(横須賀市坂本町1-19)

【指定年月日】

平成26年1月1日(第5回指定)

【指定番号】

第24号

【所有者】

横須賀市

【樹木の特徴】

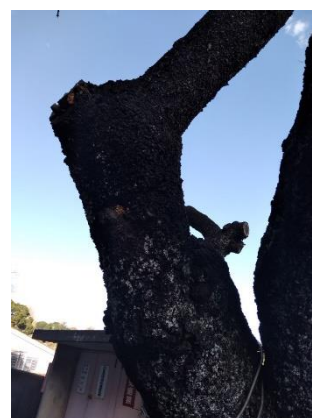
旧桜台中学校の敷地側に植えられている

この木は、地域からも愛されている樹木です。(↑景観重要樹木に指定された当時の写真(平成26年))



3 現在の状態

令和5年度、学校管理課から景観重要樹木に指定されている坂本中学校のカンヒザクラの状態が非常に悪いとの相談があり、令和5年12月20日に博物館の山本主任(植物担当)に樹木を見てもらったところ、既にキノコが生えて新芽も弱り、枯れるのも時間の問題であるとの見解をいただきました。



(令和5年12月20日の写真)

4 今後の流れ

今回の坂本中学校のカンヒザクラについては、景観法第三十五条第一項の規定により、景観重要樹木の指定の解除手続きを進める。

○参考 景観重要樹木指定解除関連法令（抜粋）

景観法

第二款 景観重要樹木の指定等

（景観重要樹木の指定）

第二十八条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針（次条第三項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で国土交通省令（都市計画区域外の樹木にあつては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。）で定める基準に該当するものを、景観重要樹木として指定することができる。

3 第一項の規定は、文化財保護法 の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については、適用しない。

（現状変更の規制）

第三十一条 何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要樹木の伐採又は移植をしてはならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

（景観重要樹木の所有者の管理義務等）

第三十三条 景観重要樹木の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。

2 景観行政団体は、条例で、景観重要樹木の管理の方法の基準を定めることができる。

（管理に関する命令又は勧告）

第三十四条 景観行政団体の長は、景観重要樹木の管理が適当でないため当該景観重要樹木が滅失し若しくは枯死するおそれがあると認められるとき、又は前条第二項の規定に基づく条例が定められている場合にあつては景観重要樹木の管理が当該条例に従って適切に行われていないと認められるときは、当該景観重要樹木の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

（指定の解除）

第三十五条 景観行政団体の長は、景観重要樹木について、第二十八条第三項に規定する樹木に該当するに至ったとき、又は滅失、枯死その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

2 景観行政団体の長は、景観重要樹木について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。

3 第三十条第一項の規定は、前二項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

景観法施行令

(許可を要しない景観重要樹木に係る通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

第十五条 法第三十一条第一項 ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 次に掲げる樹木の伐採
- イ 枝打ち、整枝その他樹木の保育のために通常行われる樹木の伐採
- ロ 危険な樹木の伐採
- 二 法第三十三条第二項 の条例で定める管理の方法の基準に適合する行為
- 三 管理協定に基づく行為
- 四 前三号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

景観条例

(景観重要建造物等の指定の手続き)

第 20 条 市長は、法第 19 条第 1 項の規定により景観重要建造物を指定しようとするとき及び法第 27 条第 2 項の規定によりその指定を解除しようとするとき並びに法第 28 条第 1 項の規定により景観重要樹木を指定しようとするとき及び法第 35 条第 2 項の規定によりその指定を解除しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

景観条例施行規則

(景観重要建造物等の指定等)

第 18 条 法第 20 条第 3 項又は法第 29 条第 3 項の規定による通知は、景観重要建造物（樹木）指定外通知書（第 27 号様式）によるものとする。

2 法第 21 条第 1 項又は法第 30 条第 1 項の規定による通知は、景観重要建造物（樹木）指定通知書（第 28 号様式）によるものとする。

3 法第 21 条第 2 項又は法第 30 条第 2 項に規定する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 指定番号

(2) 景観重要建造物又は景観重要樹木の別

4 前項の標識の設置場所は、当該建造物又は当該樹木の所有者と協議の上で決定するものとする。

5 法第 27 条第 3 項又は法第 35 条第 3 項の規定による通知は、景観重要建造物（樹木）指定解除通知書（第 29 号様式）によるものとする。